平成30年度第5回豊田市議員報酬等及び特別職の給料に関する審議会会議録

- ●日 時 平成30年12月27日(木) 午後1時30分~午後3時00分
- ●場 所 市役所 南庁舎7階 73委員会室
- ●出席者 · 出席委員7人

桑原 英明 (学識経験者 中京大学 教授) ※会長

田端 稔 (豊田商工会議所 副会頭)※副会長

井原 邦和 (市民公募)

小澤 仁和 (連合愛知豊田地域協議会 代表)

鳥居 忠雄 (豊田市ボランティア連絡協議会 監事)

西口 武彦 (豊田市区長会 理事)

山田 洋介 ((一社) 豊田青年会議所 理事長)

・事務局

大谷 哲也 (総務部長)

藤本 聡 (総務部副部長)

伊藤 勝介 (議会事務局長)

奥村 洋 (議会事務局副局長)

広瀬 誠 (議会事務局担当長)

藤野 晃浩 (議会事務局担当長)

佐藤 英之 (人事課長)

熊谷 明典 (人事課副課長)

武藤 克也 (人事課担当長)

原 一仁 (人事課主査)

● 傍聴人 0人

◎議事

1 前回審議会の会議録確認

- (会 長) 前回審議会の会議録について、事前に事務局から届いていると思うが、内容の訂正や確認などあれば意見をいただきたい。
 - --- 委員より訂正なし ---
- (会 長) 訂正なしということで会議録は公開させていただく。出席した委員 氏名も公開となるので了解いただきたい。

2 前回審議事項に関する確認

- (会 長)前回の審議会で政務活動費を引き上げるという結論に至った。 引上げに関する基本的な考え方について整理がしたい。 豊田市の政務活動費は厳格な運用をしており、その趣旨は尊重しつ つ、調査研究活動費についてはより充実をさせる必要があることから 増額とする。という整理でよいか。
 - --- 委員より異議なし ---

3 資料説明(政務活動費の改定)

(会 長)本日追加で配布されている資料等について、事務局より説明をお願いしたい。

(事務局)

- (1) 県外への研修・調査研究活動相当分としての5万円の引上げ
 - ・東京への日帰り研修や、関東方面への1泊での先進地視察には5万円程度かかるため、調査研究活動の充実という観点から5万円の増額という案を示した。
 - ・引上げ時期としては平成31年4月1日としたい。

- (2) 市役所での調査研究活動(ガソリン代)相当分として2万円の引上 げ
 - ・法定会議で市役所に来る場合に支給している費用弁償の1回あた り平均額は221円である。また、会派の会議や執行部との協議で 登庁するのは年間100日程度と想定し、ガソリン代相当分として 2万円の増額案を示した。

4

--- 委員より異議なし ---

・ガソリン代は現行の規定では政務活動費として使えない。 ・引上げ時期としては平成31年4月1日としたい。				
質疑・意見(政務活動費の改定)				
(会 長) 事務局より2つの案が示された。それぞれを分けて審議したいと思うがよいか。				
委員より異議なし				
(会 長) 1つ目の案について質問や意見はあるか。				
(委員)食事代は含まれているか。				
(事務局) (積算の基礎とした) 宿泊料に夕食及び朝食代が含まれている。				
(委員)とりあえず引き上げて、また2年後に各議員がどのように使っているのか、政務活動にどのように反映されているかを確認するという方法も1つのやり方かと思う。				
(会 長)事務局の提案通り5万円を引き上げるということでよいか。				
委員より異議なし				
(会長)改定時期は平成31年4月1日でよいか。				

(会長)引き続き、2つ目の案について質問や意見はあるか。

- (委員) タクシーを使用した場合はどうなるのか。
- (事務局) タクシーを使用したとしても既定の額しか支給はできない。 ただ、議員はほとんどの場合、自家用車で来庁される。
- (委員) 政務活動費として計上する際に、ガソリン代としての上限を2万円にするのか。
- (事務局)登庁の回数をしっかりチェックして支給するが、ガソリン代として計上できる政務活動費に上限を設ける考えはない。
- (委員)税金を使ってやる以上、後に指摘を受けたりすることの無いよう、 議員同士でもしっかり申し合わせをしてもらいたい。 回数を数えるということであったが、説明ができないという状態 にはならないようにしてもらいたい。
- (事務局) 現在でも、政務活動については領収書を公開するなどしている。ガ ソリン代についても実費支給となるため、根拠を示す必要がある。そ のやり方については検討したい。
- (委員)議員の見識を尊重しつつ、事務局としても職責を果たしていただき、 その両方を勘案して具体的な運用を検討していただきたい。
- (委員)市民から説明を求められた場合には整然と回答できるようにしてもらいたい。
- (事務局) 根拠が示せるよう、やり方についてはしっかりと検討したい。
- (会 長)会派の会議等で市役所に来庁した場合のガソリン代についても、 政務活動費からの支出が妥当ということでよいか。また、金額につ いても2万円の引上げということでよいか。また、改定の時期は平 成31年4月1日ということでよいか。
- --- 委員より異議なし ---

3 資料説明(本審議会審議事項としての期末手当の扱いについて)

(会長)事務局からその他あるか。

- (事務局)審議内容とは別に事務局から、委員の皆様に伺いたい案件がある。 現在、期末手当を審議事項に加えていないがこれが適当かどうか を確認したい。
 - ・現在の審議事項は豊田市附属機関条例に規定されており、期末 手当は審議事項に含まれていない。
 - ・現在の審議事項は国からの通知に基づき決めており、期末手当はそれに含まれていない。
 - ・特別職の給与改定について国から通知がでており、国家公務員 の指定職や他の地方公共団体との均衡等が謳われている。豊田市 は国の改定に合わせており、多くの他の自治体もそれに合わせて いる。
 - ・人事院勧告から改定までの流れを参考に示したが、余裕のない スケジュールとなっている。
- (会長)意見や質問はあるか。
- (委員)給料と報酬の定義はどうか。給料は月額ベースだと思うが、報酬は年額ベースではないか。
- (事務局) 常勤職員に支給するものは一般職についても特別職についても、 給料という言い方をしており、議員などの非常勤職員に支給する ものは報酬という言い方をしている。いずれにも期末手当は含ま れていない。
- (委員)人事院勧告に沿わなければならないという規定はあるか。また、 従わない場合に罰則はあるか。
- (事務局) 人事院勧告は国家公務員に対して人事院が出す勧告であるため、 それに沿わなければならないという規定はない。また、罰則もない。

ただ、それ以外に依るべきところがないため、人事院勧告に準ずることになるが、議案を提出するかどうかは市長が決める。

- (委員) 例えば、市長の給料を総理大臣よりはるかに多い給料としたとしても、国から指導が入ることはないのか。
- (事務局)特別職について指導はない。 その額が適当かどうかについて、審議会で議論していただくと いう什組みになっている。
- (委員)人事院勧告から外れて、審議会で審議して上げ下げをするという根拠も難しい。

豊田市は、こうした良い活動をしているから給料を上げたいということになった時に、明確にその根拠を表現することはできるか。

- (事務局) 人事院で民間の給与水準を調べており、バックデータはしっかりしている。それと同じ内容の勧告を市独自に出そうとすると、 必要な労力をどうみるかという議論があると思う。
- (委員) 市で働いている方の頑張りを給料のベースアップという形で表現できないということになるのか。
- (事務局)個々の給料については人事評価により反映がされているが、全体の水準ということであれば、人事院勧告以上に給与を引上げることは難しい。
- (委員) 頑張る職員をどう処遇するかは、人事の方も頭を悩ませている ものかと思う。

あまり早い時期に差をつけると、頑張らない職員が居直ってしまうという逆効果も考えられる。いったん採用した職員は最後まで頑張ってもらいたいというのが基本的な人事方針だと思う。

そうすると、ある程度は横並びになってしまう。ただ、毎年誰が昇進するかについて、高い関心があり、そういったところで互いに切磋琢磨されているのではないか。

直接給料に反映されない名誉のようなものもあるのではないか。

(委員)期末手当については差をつけにくく、人事院勧告から逸脱する 根拠もないのが実態ではないか。

- (事務局)豊田市の優位性があったとしても証明するのは困難かと思う。 国との均衡を保たざるをえない。
- (委員) そうすると、他市と同じように仕事すれば良いという事になり、 活力が薄れていくということもありうるのではないか。 人事院勧告よりも高い昇給をさせるとした時に、どういう理由 付けができるのか。
- (事務局)豊田市の頑張りや、国と比べてどれだけ上回っているのかを数値化するのは困難である。
- (委員)審議会で期末手当の支給月数を審議したくてもできないという ことか。
- (事務局) 困難な数値化を事務局でする必要があり、その労力をかける意味があるのかという議論になるかと思う。
- (委員)世間から認められるほどの資料は作れないということか。
- (委員) 国家公務員の採用を最終的に決めるのは各省庁であり、幹部の 人事権は内閣府がもっている。そうすると、人事院の主な仕事は 人事院勧告であり、その結果に自治体が疑問を呈されると存在意 義がなくなる。

自治体としては手間をかけてやるよりは、人事院の仕事を尊重 し、見識を認めるべきではないか。それでも何かあれば、全国市 長会や中核市市長会等を通じて意見を述べるということもできる。

(会	長)	その他、	意見等はないか。

- --- 委員より発言なし ---
- (会長)人事院勧告にはこれまで培った信頼性があるので、それに準拠して期末手当を改正することについては、情勢適応の原則に基づくものであり、本審議会としてもそれを尊重したいということでよいか。
- --- 委員より発言なし ---

(会長)本審議会の審議結果について改めて確認したい。

『給料・報酬』

・市長等の特別職給料:据え置き

・議長報酬・副議長報酬・議員報酬: 6 , 0 0 0 円の引上げ・議員報酬: 5 , 0 0 0 円の引上げ

『政務活動費』

・政務活動費 : 70,000円の引上げ

「 議員が会派会議等のため市役所へ登庁した際のガソリン代を 政務活動費から支出することを認める。

『引上げ時期』

報酬及び政務活動費のいずれも平成31年4月1日

『付帯意見』

特別職の期末手当については人事院勧告に準じ、決定するという事が望ましい

以上のとおり、審議会の意見としたいがよろしいか。

--- 委員より異議なし ---

(会長)本審議会は以上とする。

【審議終了】